

貨物軽自動車運送事業者に対する令和6年法令改正に伴う安全対策強化

よくある質問とその回答（FAQ）

改正全般 1

- Q 貨物自動車運送事業法や関係法令が改正される背景は何ですか？ 1
- Q 貨物自動車運送事業法や関係法令の改正の目的は何ですか？ 1
- Q 今回の規制強化により事故は減るのですか？ 1
- Q 貨物軽自動車運送事業者の安全対策の強化は、具体的にどのようなものですか？ 1
- Q 貨物軽自動車運送事業者のうち、二輪を用いた事業を行っている者（バイク便事業者）は、新たにどのような規制が適用されますか？ 2

貨物軽自動車安全管理者の講習受講 3

- Q 今般の法令改正により新たに追加される「講習」については、どのようなものがありますか？ 3
- Q 貨物軽自動車安全管理者講習とは何ですか？ 3
- Q 貨物軽自動車安全管理者定期講習とは何ですか？ 3
- Q 貨物軽自動車安全管理者講習や貨物軽自動車安全管理者定期講習の目的は何ですか？ 3
- Q 貨物軽自動車安全管理者講習や貨物軽自動車安全管理者定期講習の主な内容を教えてください。
..... 4
- Q 貨物軽自動車安全管理者講習や貨物軽自動車安全管理者定期講習の受講方法を教えてください。
..... 4
- Q 貨物軽自動車安全管理者講習や貨物軽自動車安全管理者定期講習はいつから受講ができますか？
..... 4
- Q 貨物軽自動車安全管理者講習や貨物軽自動車安全管理者定期講習を受講した後に何か行ふべきことはありますか？ 4
- Q 運行管理者を貨物軽自動車安全管理者として選任予定ですが、その場合であっても貨物軽自動車安全管理者講習や貨物軽自動車安全管理者定期講習の受講は必要ですか？ 5
- Q 講習の受講に要する費用はいくらですか？ 5

貨物軽自動車安全管理者の選任・届出 6

- Q 貨物軽自動車安全管理者とは何ですか？ 6
- Q 貨物軽自動車安全管理者の役割について教えてください。 6
- Q バイク便事業者も貨物軽自動車安全管理者の選任が必要ですか？ 7
- Q 貨物軽自動車安全管理者は何人選任が必要ですか？ 7
- Q どのような者を貨物軽自動車安全管理者に選任できますか？ 7
- Q 旅客又は貨物の運行管理者資格者証を持っています。貨物軽自動車安全管理者に選任できますか？ 7

Q 貨物軽自動車安全管理者を選任・解任した際に必要な届出内容は何ですか？	7
Q 一人で事業を行っている場合でも貨物軽自動車安全管理者の選任が必要でしょうか？	8
Q 貨物軽自動車安全管理者はいつまでに選任しなければなりませんか？	8
Q 運行管理者を貨物軽自動車安全管理者として選任することはできますか？	8
Q 道路交通法に基づく安全運転管理者との兼任は可能ですか？	8
Q 貨物軽自動車安全管理者は複数名の選任は可能ですか？	9
Q 軽貨物自動車安全管理者は、他の営業所の貨物軽自動車安全管理者との兼務はできますか？	9
Q 運行管理者として選任されている営業所と貨物軽自動車安全管理者を選任しようとしている営業所の距離が離れている場合、当該運行管理者を貨物軽自動車安全管理者として選任できますか？	9
Q 令和 7 年 3 月に貨物軽自動車運送事業の廃止届を行った者が、令和 7 年 4 月以降に再度、経営届出をした場合、貨物軽自動車安全管理者はいつまでに選任しなければなりませんか？	9
Q 貨物軽自動車安全管理者届出書の兼職の有無は何を記載すればよいのでしょうか？	9

初任運転者等への指導及び適性診断の受診 10

Q 適性診断とは何ですか？	10
Q 適性診断の結果、改善すべき点などの指摘が多い場合、運転してはいけないということでしょうか？	10
Q 適性診断にはどのような種類がありますか？	10
Q 適性診断は誰がいつ、どの種類を受診しなければいけませんか？	11
Q 適性診断はどこで受診できますか？	12
Q 適性診断の結果は保存しなければなりませんか？	12
Q 適性診断の受診に要する費用はいくらですか？	12
Q 「特定の運転者に対する特別な指導」とは何ですか？	12
Q 「特定の運転者に対する特別な指導」は、誰に対していつ実施されなければなりませんか？	13
Q 一人で貨物軽自動車運送事業を営んでいる個人事業主です。誰が指導すればよいのでしょうか？	14
Q 「特定の運転者に対する特別な指導」の記録には何を記載しなければいけませんか？	14
Q 「特定の運転者に対する特別な指導」の記録は保存する必要がありますか？	14
Q 指導の記録はどのように保存すればよいですか？	14
Q 特別な指導において実施すべき事項は何ですか？	14
Q 貨物軽自動車初任運転者が、既に運転者としての経験がある場合も、特別な指導は必要ですか？	15
Q 事故惹起者について、業務上でないプライベートでの事故は含まれますか？	15
Q 新たに雇い入れた運転者が事故惹起者かどうか確認する方法を教えてください。	16

業務の記録..... 17

Q 業務記録とは何ですか？	17
Q 業務記録に記載しなければならない事項は何ですか？	17
Q 業務記録の記録・保存方法は決められていますか？	18
Q 業務記録はいつ作成すればよいのですか？期間をまとめて作成してはいけませんか？	18
Q 業務記録は何年間保存しなければなりませんか？	18

Q 業務記録の作成において、参考になるものはありますか？	18
事故の記録.....	19
Q 事業用自動車に係る事故が発生した場合に、記録すべき事項は何ですか？	19
Q 事業用自動車に係る事故の記録の保存先や期間を教えてください。	19
事故の報告.....	20
自動車事故報告書の提出が求められる事故はどのようなものですか。	20
Q 20	
Q 貨物軽自動車運送事業者は、いつから、自動車事故報告書の提出を求められますか？	21
Q 自動車事故報告書とは何ですか？	21
Q 自動車事故報告書の提出先及び提出期限を教えてください。	21
Q 自動車事故報告規則第 2 条第 10 号及び第 15 号の事故とは何ですか？	21
Q 自動車事故報告書の作成にあたって参照できる文書はありますか？	22
Q 事故速報とは何ですか？	22
点呼	23
Q 点呼とは何ですか？	23
Q 点呼とはいつ実施しなければいけませんか？	23
Q 点呼はどこで実施しなければいけませんか？	23
Q 宿泊を伴う運行のため遠隔地で業務を開始又は終了する場合はどのように点呼すればよいでしょうか？ 23	
Q 点呼は何を確認する必要がありますか？	23
Q 酒気帯びの有無の確認はどのような手段を用いて実施すればよいですか？	24
Q アルコール検知器が反応しましたが、検出された数値が低かったです。運行の業務についていいでしょう か？	24
Q 点呼は誰が実施しなければいけませんか？	24
Q 業務前点呼の記録には何を記載する必要がありますか？	24
Q 業務後点呼の記録には何を記載する必要がありますか？	25
Q 点呼の記録は保存する必要がありますか？	25
Q 点呼の記録の保存はどのように実施すればよいですか？	25
Q 一人で事業を行っている場合は点呼はどのように実施すればよいですか？	25
Q 貨物軽自動車運送事業者は遠隔点呼、自動点呼の制度を活用できますか？	26
運転者の勤務時間の遵守.....	27
Q 「運転者の勤務時間等」は何を遵守する必要がありますか？	27
Q 「運転者の勤務時間等の遵守」について、いつどのように実施しなければいけませんか？	27

運転者に対する指導及び監督 28

- Q 一般的な指導及び監督とは何ですか？ 28
- Q 一般的な指導及び監督とはいつ実施しなければいけませんか？ 28
- Q 国土交通省が定める、事業者が運転者に指導及び監督する必要がある事項とは何ですか？ 28
- Q 一般的な指導及び監督はどのような手段を用いて実施すればよいですか？ 29
- Q 一般的な指導及び監督を実施した際は何を記録すればよいですか。また、保存期間はありますか？ . 29

異常気象時における措置 30

- Q 「異常気象時等における措置」としてどのようなことが定められていますか？ 30
- Q 「異常気象その他の理由」とはどのような時ですか？ 30
- Q 「必要な措置」とは何を実施しなければいけませんか？ 30
- Q 「異常気象時等における措置」はいつ実施すればよいですか？ 30

貨物軽自動車運転者等台帳 31

- Q 貨物軽自動車運転者等台帳とは何ですか？ 31
- Q 貨物軽自動車運転者等台帳の作成・保存方法は決められていますか？ 31
- Q 退職した場合、貨物軽自動車運転者等台帳は破棄してもよいですか？ 31

点検整備 32

- Q 車両の点検整備は、誰に義務づけられていますか？どのような種類がありますか？ 32
- Q 日常点検整備とは何ですか？いつ実施すればよいですか？ 32
- Q 定期点検整備とは何ですか？いつ実施すればよいですか？ 32
- Q 日常点検整備では何を実施する必要がありますか？ 32
- Q 日常点検整備は誰が実施しなければいけませんか？ 33

監査 34

- Q 監査とは何ですか？ 34
- Q 監査の結果、違反が確認された場合はどうなりますか？ 34
- Q 処分の基準はありますか？ 34
- Q 監査の目的は何ですか？ 34

その他 35

- Q 今回、規制強化された安全対策を行っていない場合の罰則はありますか？ 35
- Q 貨物軽自動車安全管理者の選任の届出や事故報告書について、どのような方法で運輸支局等に届け出ることができるのでしょうか？ 35
- Q 荷主に対する規制も強化するべきではないですか？ 35
- Q 貨物軽自動車運送事業の事業を開始するにはどうすれば良いですか？ 35

改正全般

Q 貨物自動車運送事業法や関係法令が改正される背景は何ですか？

A EC 市場の拡大により宅配便の取扱実績も増加しており、物流センターや小売店を介して、消費者に荷物を運ぶ際の輸送手段として、軽自動車による運送需要も拡大しています。その一方で、平成 28 年から令和 5 年にかけて、保有台数当たりの事業用貨物軽自動車以外の事業用貨物自動車の死亡・重傷事故件数は約 2 割減少している一方、事業用貨物軽自動車の死亡・重傷事故件数は約 4 割増加しており、貨物軽自動車運送事業者の安全対策を強化する必要があります。

Q 貨物自動車運送事業法や関係法令の改正の目的は何ですか？

A 貨物軽自動車運送事業者に対して、安全確保のために義務付けられている事項を認識させること、当該事項を確実に実施させることで、事故件数の低減を図ることが主な目的です。

Q 今回の規制強化により事故は減るのですか？

A 今回の改正により、貨物軽自動車運送事業者に、運行の安全確保に関する知識を有する貨物軽自動車安全管理者の選任、初任運転者等への特別な指導及び監督や業務記録の作成、事故発生時における再発防止対策等の記録・報告等が義務付けられました。これらにより、貨物軽自動車運送事業者の安全対策に関する理解向上や安全意識の高まりが期待されるとともに、事故を発生した事業者においては再発防止対策が講じられることが期待されます。これを踏まえると、今回の規制強化は事故の減少に繋がると考えられます。

Q 貨物軽自動車運送事業者の安全対策の強化は、具体的にどのようなものですか？

A 貨物軽自動車運送事業者に対し、以下の項目が新たに義務付けられました。

- 貨物軽自動車安全管理者の講習受講
- 貨物軽自動車安全管理者の選任及び届出
- 初任運転者等への特別な指導及び適性診断の受診
- 業務の記録

- 貨物軽自動車運転者等台帳の作成
- 事故の記録
- 国土交通大臣への事故報告

Q 貨物軽自動車運送事業者のうち、二輪を用いた事業を行っている者（バイク便事業者）は、新たにどのような規制が適用されますか？

A 貨物軽自動車運送事業者に対する安全対策のうち、「事故記録の保存」及び「国土交通大臣への事故報告」について、バイク便事業者に対して規制が適用されます。

貨物軽自動車安全管理者の講習受講

Q 今般の法令改正により新たに追加される「講習」については、どのようなものがありますか？

A 「貨物軽自動車安全管理者講習」と「貨物軽自動車安全管理者定期講習」の2つがあります。

Q 貨物軽自動車安全管理者講習とは何ですか？

A 貨物軽自動車安全管理者講習とは、貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車の運行の安全の確保に関する業務を行うに当たり必要な事項に関する知識を習得させるための講習です。

Q 貨物軽自動車安全管理者定期講習とは何ですか？

A 貨物軽自動車安全管理者定期講習とは、貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車の運行の安全の確保に関する業務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識を習得させるための講習です。

貨物軽自動車運送事業者は、貨物軽自動車安全管理者に貨物軽自動車安全管理者定期講習を選任の日から2年毎に受けさせなければいけません。

Q 貨物軽自動車安全管理者講習や貨物軽自動車安全管理者定期講習の目的は何ですか？

A 貨物軽自動車安全管理者講習は、新たに貨物軽自動車運送事業の安全管理者として選任される者を対象に、運行の安全の確保に関する業務を行うに当たり必要な事項に関する知識を習得することを目的とします。

貨物軽自動車安全管理者定期講習は、既に貨物軽自動車運送事業の安全管理者として選任されている者を対象に、運行の安全の確保に関する業務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識を習得することを目的とします。

Q 貨物軽自動車安全管理者講習や貨物軽自動車安全管理者定期講習の主な内容を教えてください。

A 講習内容は、「自動車運送事業、道路交通等に関する法令」「運行管理の業務に関する事」「自動車事故防止に関する事」「修了試問及び補習」から構成されています。
貨物軽自動車安全管理者講習は 5 時間以上、貨物軽自動車安全管理者定期講習は 2 時間以上の実施が必要です。

Q 貨物軽自動車安全管理者講習や貨物軽自動車安全管理者定期講習の受講方法を教えてください。

A 具体的な講習の受講方法については、国土交通省から講習を行う者として登録を受けた各講習機関へお問い合わせください。

なお、各講習機関の一覧は以下の国土交通省ホームページに掲載予定です。

貨物軽自動車安全管理者講習を受講したい場合は「登録貨物軽自動車安全管理者講習機関」の一覧を、貨物軽自動車安全管理者定期講習を受講したい場合は「登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関」の一覧を参照してください。

(URL) ※後日掲載予定

Q 貨物軽自動車安全管理者講習や貨物軽自動車安全管理者定期講習はいつから受講ができますか？

A 令和 6 年 11 月 1 日に講習機関の登録の申請が開始されます。申請後、国土交通省において講習機関を登録した後、講習機関において講習を行うことができますようになります。講習機関の申請、国土交通省における講習機関の登録、講習機関の募集準備等を踏まえると、年明け以降に順次講習が実施されると見込まれます。

(講習機関の URL) ※後日掲載予定

Q 貨物軽自動車安全管理者講習や貨物軽自動車安全管理者定期講習を受講した後に何か行うべきことはありますか？

A 貨物軽自動車安全管理者講習の受講を修了した後、貨物軽自動車安全管理者講習修了証明書が交付されます。各者で保存いただくとともに、貨物軽自動車安全管理者を選任して営業所を置く都道府県の運輸支局等に届出を行う際に、当該修了証明書の写しを添付してください。

また、貨物軽自動車安全管理者定期講習の受講を修了した後、貨物軽自動車安全管理者定期講習修了証明書が交付されますので、各者で保存してください。

Q 運行管理者を貨物軽自動車安全管理者として選任予定ですが、その場合であっても貨物軽自動車安全管理者講習や貨物軽自動車安全管理者定期講習の受講は必要ですか？

A 当該貨物軽自動車運送事業者が、一般貨物自動車運送事業または特定貨物自動車運送事業を営む場合に、運行管理者として選任されている者であれば貨物軽自動車安全管理者講習を受講せずとも貨物軽自動車安全管理者として選任することができます。また、貨物軽自動車安全管理者定期講習の受講も不要です。

ただし、運行管理者でなくなった場合にあっては、貨物軽自動車安全管理者定期講習を、貨物軽自動車安全管理者として選任された日から2年毎に受けなければなりません。

Q 講習の受講に要する費用はいくらですか？

A 受講費用に関しては、各講習機関にお問い合わせください。

貨物軽自動車安全管理者の選任・届出

Q 貨物軽自動車安全管理者とは何ですか？

A 運行の安全の確保のために必要な事項に関する知識を身に付けた上で、事業用貨物軽自動車の運行の安全の確保に関する業務を管理する者です。

Q 貨物軽自動車安全管理者の役割について教えてください。

A 貨物軽自動車安全管理者は、運行の安全の確保のために必要な事項に関する知識を身に付けた上で、事業用貨物軽自動車の運行の安全の確保に関する業務を管理する者です。貨物軽自動車安全管理者は、事業者には課せられている義務のうち、次に掲げる業務を行ってください。

- 1 運転者が休憩又は睡眠のために利用することができる施設を適切に管理すること。
- 2 定められた勤務時間及び乗務時間の基準の範囲内において乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること。
- 3 酒気を帯びた状態にある運転者を事業用自動車の運行の業務に従事させないこと。
- 4 運転者の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に運行の業務を遂行できないおそれがある運転者を事業用自動車の運行の業務に従事させないこと。
- 5 過積載による運送の防止について、運転者に対する指導及び監督を行うこと。
- 6 貨物の積載方法について、運転者に対する指導及び監督を行うこと。
- 7 運転者に対して点呼を行い、報告を求め、確認し、指示を与え、その内容を記録して保存すること。また、運転者に対して使用するアルコール検知器を常時有効に保持すること。
- 8 事業用自動車に係る運転者の業務について、運転者に対して記録させ、その記録を保存すること。
- 9 事業用自動車に係る事故が発生した場合には、必要な事項を記録し、保存すること。
- 10 貨物軽自動車運転者等台帳を作成し、営業所に備え置くこと。
- 11 運転者に対する指導、監督及び特別な指導を行うとともに、記録し、保存すること。
- 12 運転者に適性診断を受けさせること。
- 13 異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、運転者に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずること。

14 国土交通大臣又は地方運輸局長から事故防止対策に関する通知があった際は、事業用自動車の運行の安全の確保について、運転者に対する指導及び監督を行うこと。

Q バイク便事業者も貨物軽自動車安全管理者の選任が必要ですか？

A バイク便事業者は貨物軽自動車安全管理者の選任義務はありません。
貨物軽自動車安全管理者の選任義務の対象は、「四輪以上の軽自動車を使用して貨物を運送する事業者」に限定しています。

Q 貨物軽自動車安全管理者は何人選任が必要ですか？

A 営業所ごとに一人の選任が必要です。なお、営業所毎に複数人の選任を妨げるものではありません。

Q どのような者を貨物軽自動車安全管理者に選任できますか？

A 次のいずれかに該当する者です。

- ①貨物軽自動車安全管理者講習を選任の日前 2 年以内に修了した者
- ②貨物軽自動車安全管理者講習を修了し、かつ、貨物軽自動車安全管理者定期講習を選任の日前 2 年以内に修了した者
- ③当該事業者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営んでいる場合に、運行管理者として選任されている者

Q 旅客又は貨物の運行管理者資格者証を持っています。貨物軽自動車安全管理者に選任できますか？

A 旅客又は貨物の運行管理者資格者証を有していることのみをもって、貨物軽自動車安全管理者として選任することはできません。

Q 貨物軽自動車安全管理者を選任・解任した際に必要な届出内容は何ですか？

A 貨物軽自動車運送事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければなりません。

①貨物軽自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所（法人の場合は代表者の氏名も必要）

- ②貨物軽自動車安全管理者の氏名及び生年月日
- ③選任の場合は、安全管理者がその業務を行う営業所の名称及び所在地並びにその者の兼職の有無
- ④解任の場合は、その理由

なお、届出の提出に際し、貨物軽自動車安全管理者講習修了証明書または貨物軽自動車安全管理者定期講習修了証明書の写しを添付する必要があります。

届出書の様式例はこちらに掲載予定です。

(URL) ※後日掲載予定

Q 一人で事業を行っている場合でも貨物軽自動車安全管理者の選任が必要でしょうか？

A 一人で事業を行っている場合では、基本的にご自身を貨物軽自動車安全管理者として選任する必要があります。ただし、配偶者等、家族従業者から選任することも可能です。

Q 貨物軽自動車安全管理者はいつまでに選任しなければなりませんか？

A 令和 7 年 3 月までに貨物軽自動車運送事業経営届出を行った事業者は、令和 9 年 3 月までに選任する必要があります。

令和 7 年 4 月以降に貨物軽自動車運送事業経営届出を行う事業者は、当該届出後事業を開始する前までに速やかに選任する必要があります。

Q 運行管理者を貨物軽自動車安全管理者として選任することはできますか？

A はい。貨物軽自動車運送事業者が、一般貨物自動車運送事業または特定貨物自動車運送事業を営営する場合に、運行管理者として選任されている者であれば貨物軽自動車安全管理者講習を受講せずとも貨物軽自動車安全管理者として選任することができます。

Q 道路交通法に基づく安全運転管理者との兼任は可能ですか？

A 貨物軽自動車安全管理者が安全運転管理者を兼務することは妨げておりません。安全運転管理者が兼務する場合であっても、貨物軽自動車運送事業者は当該者を貨物軽自動車安全管理者として選任して、営業所を置く都道府県の運輸支局、運輸監理部又は陸運事務所（以下「運輸支局等」という。）に届出しなければいけません。

Q 貨物軽自動車安全管理者は複数名の選任は可能ですか？

A 可能です。

Q 軽貨物自動車安全管理者は、他の営業所の貨物軽自動車安全管理者との兼務はできますか？

A 兼務することはできません。

Q 運行管理者として選任されている営業所と貨物軽自動車安全管理者を選任しようとしている営業所の距離が離れている場合、当該運行管理者を貨物軽自動車安全管理者として選任できますか？

A 物理的な距離の制限はありませんが、当該営業所における事業用貨物軽自動車の運行の安全の確保に関する業務を実際に管理できる者を選任してください。

Q 令和 7 年 3 月に貨物軽自動車運送事業の廃止届を行った者が、令和 7 年 4 月以降に再度、経営届出をした場合、貨物軽自動車安全管理者はいつまでに選任しなければなりませんか？

A 令和 7 年 4 月以降に貨物軽自動車運送事業経営届出を行う事業者として、当該届出後事業を開始する前までに速やかに選任する必要があります。

Q 貨物軽自動車安全管理者届出書の兼職の有無は何を記載すればよいでしょうか？

A 運行管理者や整備管理者等を記載してください。

初任運転者等への指導及び適性診断の受診

Q 適性診断とは何ですか？

A 対象となる運転者に対して受診させる必要のある、運転者の運転傾向を確認する診断です。自動車の運転に関する長所、短所といった「運転のクセ」を様々な測定により見出し、それぞれのクセに応じたアドバイスをうけることで、交通事故防止に活用いただけます。

Q 適性診断の結果、改善すべき点などの指摘が多い場合、運転してはいけないということでしょうか？

A 適性診断は運転者の運転のクセや傾向を確認するものであり、指摘が多い場合であっても運転業務を行っていけないというものではありません。適性診断の結果を確認することで、運転者自身の傾向や運転時に注意すべきことなどを正しく理解し、事故防止につなげてください。

Q 適性診断にはどのような種類がありますか？

A 適性診断には以下の4種類があり、対象となる運転者や実施内容が異なります。

①初任診断

対象者：所属する貨物軽自動車運送事業者の運転者として初めて乗務する運転者

実施内容：診断の結果を基にプロドライバーとしての自覚、事故の未然防止のための運転行動等及び安全運転のための留意点等について助言・指導を行うもの。

②適齢診断

対象者：65歳以上の者

実施内容：診断の結果を基に、加齢による身体機能の変化の運転行動への影響を認識してもらい、事故の未然防止のための身体機能の変化に応じた運転行動について助言・指導を行うもの。

③特定診断Ⅰ

対象者：

（１）死亡又は重傷事故を起こし、かつ、当該事故前の１年間に事故を起こしたことがない者

（２）軽傷事故を起こし、かつ、当該事故前の３年間に事故を起こしたことがある者

実施内容：交通事故を引き起こすに至った状況等について聞き取りを行い、運転経歴等を参考に、交通事故の再発防止に必要な運転行動等についての助言・指導を行うもの。

④特定診断Ⅱ

対象者：死亡又は重傷事故を起こし、かつ、当該事故前の1年間に事故を起こした者

実施内容：受診者の運転性向の基本要因に係る諸特性を明らかにするとともに、交通事故を引き起こすに至った運転特性及びその背景となった要因などを参考に、交通事故の再発防止に必要な運転行動等について助言・指導を行うもの。

Q 適性診断は誰がいつ、どの種類を受診しなければいけませんか？

A 適性診断の種類、対象者と受診時期は、以下の通りです。

■令和7年3月31日までに貨物軽自動車運送事業経営届出を行っている事業者

貨物軽自動車運送事業者（令和7年3月31日までに貨物軽自動車運送事業経営届出を提出した者）
における特定の運転者の適性診断の受診義務

運転者が「初任運転者」、 「高齢運転者」又は 「事故惹起運転者」の 対象となった時期		R7.3.31 4.1	R9.3.31 4.1	R10.2.29 3.1	3.31 4.1
令和7年3月31日 以前	初任 運転者	令和10年3月31日までに受診 (過去に一度も適性診断を受診していない全ての運転者は受診が必要)			
	高齢 運転者	×			
	事故惹起 運転者	×			
令和7年4月1日 以降	初任 運転者	令和7年4月1日～10年2月29日に対象となった者		令和10年3月1日以後に対象となった者	
		令和10年3月31日までに受診		既定※1に基づく時期に受診	
	高齢 運転者	令和7年4月1日～9年3月31日に対象となった者		令和9年4月1日以後に対象となった者	
		令和10年3月31日までに受診		既定※2に基づく時期に受診	
	事故惹起 運転者	令和7年4月1日～10年2月29日までに対象となった者		令和10年3月1日以後に対象となった者	
		令和10年3月31日までに受診		既定※3に基づく時期に受診	

※1 初任運転者 初めて事業用自動車に乗務する前に初任診断を受診。やむを得ない事情がある場合は、乗務開始後1か月以内に受診。ただし、当該事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に初任診断を受診したことがある者を除く。
 ※2 高齢運転者 65才に達した日以後1年以内に適齢診断を1回受診し、その後は3年以内ごとに1回受診。65才以上の者を新たに運転者として乗務させる場合は、当該乗務の日から1年以内に受診。
 ※3 事故惹起運転者 該当する交通事故を起こした後、再度事業用自動車に乗務する前に、事故惹起運転者の区分に応じて特定診断Ⅰ又はⅡを受診。やむを得ない事情がある場合は、乗務開始後1か月以内に受診。

■令和7年4月1日以降に貨物軽自動車運送事業経営届出を行う事業者

①初任診断：

初めて事業用自動車に乗務する前に受診。やむを得ない事情がある場合は乗務開始後1ヶ月以内。ただし、当該事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に初任診断を受診したことがある者を除く。

②適齢診断：

65才に達した日以後1年以内に適齢診断を受診し、その後は3年以内ごとに1回受診。
65才以上の者を新たに運転者として乗務させる場合は当該乗務の日から1年以内に受診。

③特定診断Ⅰ・Ⅱ：

以下に該当する運転者が、再度乗務する前に受診（やむを得ない事情がある場合は乗務再開後1か月以内）

特定診断Ⅰ：死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがない者及び軽傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある者

特定診断Ⅱ：死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがある者

Q 適性診断はどこで受診できますか？

A 適性診断は、国土交通省の認定を受けた機関で受診する必要があります。
認定機関の一覧は以下の国土交通省ホームページに掲載しています。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html>

Q 適性診断の結果は保存しなければなりませんか？

A 適性診断の結果は特定の運転者に対する特別な指導の記録とともに、貨物軽自動車運転者等台帳に添付して保存してください。

Q 適性診断の受診に要する費用はいくらですか？

A 受診費用に関しては、各診断実施機関にお問い合わせください。

Q 「特定の運転者に対する特別な指導」とは何ですか？

A 貨物軽自動車運送事業者は、全ての運転者に対して、関係法令の内容やその遵守方法、運行にあたっての留意点を説明し、理解を向上させる「一般的な指導及び監督」が義務付けられていますが、「特定の運転者に対する特別な指導」は、以下の者を対象にした指導に

なります。

①貨物軽自動車初任運転者

事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を十分に取得していない初任運転者に交通事故の未然防止を図るための指導

②高齢運転者

加齢に伴い身体機能が変化しつつある高齢運転者について交通事故の未然防止を図るための指導

③事故惹起者

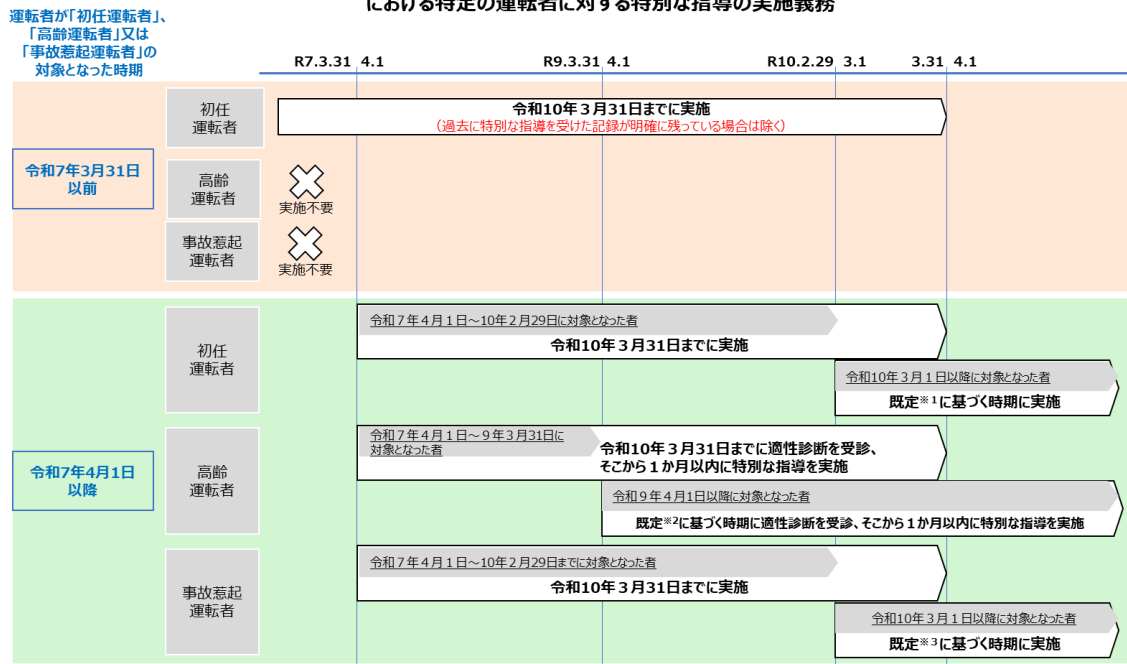
交通事故を引き起こした事業用自動車の運転者についてその再発防止を図るための指導

Q 「特定の運転者に対する特別な指導」は、誰に対していつ実施されなければなりませんか？

A 特定の運転者に対する特別な指導は、以下のとおり実施してください。

■令和 7 年 3 月末までに貨物軽自動車運送事業経営届出を行っている事業者

貨物軽自動車運送事業者（令和 7 年 3 月 31 日までに貨物軽自動車運送事業経営届出を提出した者）
における特定の運転者に対する特別な指導の実施義務



※ 1 初任運転者 初めて事業用自動車に乗務する前に実施。やむを得ない事情がある場合は、乗務開始後1か月以内に実施。ただし、当該事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に他の貨物軽自動車運送事業者によって運転者として乗務したことがある者を除く。
※ 2 高齢運転者 高齢運転者の適齢診断の結果が判明した後1か月以内に実施。
※ 3 事故惹起運転者 該当する交通事故を起こした後、再度事業用自動車に乗務する前に実施。やむを得ない事情がある場合は、再度乗務開始後1か月以内に実施。なお、外部の専門機関で指導講習を受講する予定である場合は除く。

■令和 7 年 4 月以降に貨物軽自動車運送事業経営届出を行う事業者

①所属する貨物軽自動車運送事業者において初めて乗務する運転者に対して：初めて乗務する前に実施。やむを得ない事情がある場合は、乗務開始後 1 か月以内に実施。ただし、当該事業者において初めて事業用自動車に乗務する前 3 年間に他の貨物軽自動車運送事業者によって運転者として乗務したことがある者を除く。

②65 歳以上の運転者に対して：当該運転者が受診した適齢診断の結果が判明したあと 1 か月以内

③事故惹起運転者に対して：当該交通事故を引き起こした後に再度乗務する前（やむを得ない事情がある場合には、再度乗務を開始した後 1 か月以内）。なお外部の専門的機関における指導講習を受講する予定である場合は除く。

Q 一人で貨物軽自動車運送事業を営んでいる個人事業主です。誰が指導すればよいのでしょうか？

A 一人で事業を行っている場合は自らにおいて指導すべき内容を理解する必要があります。理解するにあたっては、民間の研修機関等、外部の専門機関の活用も有効です。

Q 「特定の運転者に対する特別な指導」の記録には何を記載しなければいけませんか？

A 指導の記録には、特別な指導を実施した日時、場所、内容、指導・監督を行った者・受けた者を記録してください。

Q 「特定の運転者に対する特別な指導」の記録は保存する必要がありますか？

A 特定の運転者に対する特別な指導の記録は貨物軽自動車運転者等台帳に記録し、営業所において保存してください。

Q 指導の記録はどのように保存すればよいですか？

A 指導の記録は、書面または電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えありません。なお、電磁的方法として、パソコンやスマートフォンを利用した記録・保存が考えられます。

Q 特別な指導において実施すべき事項は何ですか？

①貨物軽自動車初任運転者に対しては、以下の内容を添乗指導以外で合計 5 時間以上、添乗指導については可能な限り実施してください。

- 貨物自動車運送事業法その他法令に基づき運転者が遵守すべき事項
- 事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する事項
- 安全運転の実技（添乗指導）

※ただし、乗務前 3 年以内に貨物軽自動車安全管理者講習を受講した場合は、貨物軽自動車初任運転者に対する特別な指導を受けたものとみなすことができます。

②高齢運転者に対しては、適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法等について、運転者自らが考えるよう指導してください。

③事故惹起者に対しては、以下の内容を添乗指導以外で合計 5 時間以上、添乗指導については可能な限り実施してください。

- 事業用自動車の運行の安全の確保に関する法令等
- 交通事故の事例の分析に基づく再発防止対策
- 交通事故に係る運転者の生理的及び心理的要因と対処法
- 事故防止のために留意すべき事項
- 危険の予測及び回避
- 安全運転の技術（添乗指導）

※ただし、当該事故を引き起こした後に貨物軽自動車安全管理者講習を受講した場合、貨物軽自動車運送事業者が当該事故惹起運転者に対する特別な指導を実施したものとみなすことができます。

Q 貨物軽自動車初任運転者が、既に運転者としての経験がある場合も、特別な指導は必要ですか？

A 貨物軽自動車初任運転者が、乗務する前 3 年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある、または、他の貨物軽自動車運送事業者によって運転者として乗務したことがある場合は、貨物軽自動車初任運転者に対する特別な指導は必要ありません。また、乗務前 3 年以内に貨物軽自動車安全管理者講習を受講した場合も、貨物軽自動車初任運転者に対する特別な指導を受けたものとみなすことができます。

Q 事故惹起者について、業務上でないプライベートでの事故は含まれますか？

A 新たに雇い入れた運転者については、事故を起こした際に運転していた自動車が事業用自動車であるか自家用車であるかは問わず自家用車での事故も含まれます。
雇い入れ後については、事業用自動車での事故に限ります。

Q 新たに雇い入れた運転者が事故惹起者かどうか確認する方法を教えてください。

A 自動車安全運転センターで、運転記録証明書または無事故無違反証明書を取得することで確認可能です。所属する貨物軽自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する運転者を対象として、過去 3 年分の運転記録証明書または無事故無違反証明書を確認してください。

業務の記録

Q 業務記録とは何ですか？

A 事業用自動車の運転者等の業務について、業務の日時や開始・終了・経過地点、休憩などを運転者毎に記録したものです。

なお、「業務記録」は一般的に「日報」と呼ばれることもあります。

Q 業務記録に記載しなければならない事項は何ですか？

A 業務記録には次の事項の記録が必要となります。

- 運転者等の氏名
- 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の、車両番号
- 業務の開始及び終了の地点、日時、主な経過地点、業務に従事した距離
- 業務を交替した場合、その地点及び日時
- 休憩または睡眠をした場合、その地点及び日時
- （荷主都合により集貨又は配達を行った地点で 30 分以上待機した場合）荷主の都合により集貨または配達を行った地点（以下「集貨地点等」という。）で待機した場合は、集貨地点等、集貨地点等への到着日時（荷主から指定された場合）、集貨地点等に到着した日時、集貨地点等における積込みまたは取卸し（以下「荷役作業」という。）の開始・終了日時、集貨地点等で貨物の荷造り・仕分けその他の貨物自動車運送事業に附帯する業務（以下「附帯業務」という。）を行った場合はその開始・終了日時、集貨地点等からの出発日時
- （荷役作業又は附帯業務（以下、「荷役作業等」という。）を実施した場合（荷役作業等が契約書に明記されている場合は、荷役作業等が 1 時間以上である場合に限る）集貨地点等で、荷役作業等を実施した場合、集貨地点等、荷役作業等の開始・終了日時、荷役作業等の内容、集貨地点等・日時・内容について荷主の確認を得られたか否か
- （人身事故、物損事故、国土交通大臣への提出が必要な事故または著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合）その概要及び要因

Q 業務記録の記録・保存方法は決められていますか？

A 業務の記録・保存は、書面または電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えありません。

なお、電磁的方法として、パソコンやスマートフォンを利用した記録・保存が考えられます。

Q 業務記録はいつ作成すればよいのですか？期間をまとめて作成してはいけませんか？

A 業務記録は、業務が終了するごとに作成するように努めてください。休憩時間や集荷時間等は、その都度記載することで、業務の実態を正しく記録することが可能です。

Q 業務記録は何年間保存しなければなりませんか？

A 業務記録は、1 年間保存してください。

Q 業務記録の作成において、参考になるものはありますか？

A 様式についてはこちらをご確認ください。

(URL) ※後日掲載予定

事故の記録

Q 事業用自動車に係る事故が発生した場合に、記録すべき事項は何ですか？

A 次に掲げる事項を記録しなければなりません。

- 1 乗務員等の氏名
- 2 事業用自動車の車両番号
- 3 事故の発生日時
- 4 事故の発生場所
- 5 事故の当事者（乗務員等を除く。）の氏名
- 6 事故の概要（損害の程度を含む。）
- 7 事故の原因
- 8 再発防止対策

様式はこちら

※後日公開

(URL)

Q 事業用自動車に係る事故の記録の保存先や期間を教えてください。

A 事故の記録は、当該事業用自動車の運行を管理する営業所において三年間保存しなければなりません。

事故の報告

Q 自動車事故報告書の提出が求められる事故はどのようなものですか。

A 自動車事故報告規則第2条各号の事故であって、貨物軽自動車運送事業者に関わる主な事故は以下の通りです。

- 自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの
- 十台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- 死者又は重傷者を生じたもの
- 十人以上の負傷者を生じたもの
- 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの
 - ・ 消防法第二条第七項に規定する危険物
 - ・ 火薬類取締法第二条第一項に規定する火薬類
 - ・ 高圧ガス保安法第二条に規定する高圧ガス
 - ・ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第二に掲げる毒物又は劇物
 - ・ 道路運送車両の保安基準第四十七条第一項第三号に規定する品名の可燃物
- 酒気帯び運転、無免許運転又は麻薬等運転を伴うもの
- 運転者又は特定自動運行保安員の疾病により、事業用自動車の運行を継続することができなくなったもの
- 救護義務違反があったもの
- 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの
- 車輪の脱落、被牽けん引自動車の分離を生じたもの
- 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、三時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
- 高速自動車国道又は自動車専用道路において、三時間以上自動車の通行を禁止させたもの
- 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

関係法令は以下に掲載されています。

消防法第二条：https://laws.e-gov.go.jp/law/323AC1000000186/#Mp-Ch_1-At_2

火薬類取締法第二条：https://laws.e-gov.go.jp/law/325AC0000000149#Mp-Ch_1-At_2

高圧ガス保安法第二条：https://laws.e-gov.go.jp/law/326AC0000000204#Mp-Ch_1-At_2
毒物及び劇物取締法施行令別表第二：https://laws.e-gov.go.jp/law/330CO0000000261#Mpat_2
道路運送車両の保安基準第四十七条：https://laws.e-gov.go.jp/law/326M50000800067#Mp-Ch_2-At_47

Q 貨物軽自動車運送事業者は、いつから、自動車事故報告書の提出を求められますか？

A 令和 7 年 4 月以降に引き起こした事故について、自動車事故報告書の提出を求めることを予定しております。

Q 自動車事故報告書とは何ですか？

A 自動車事故報告規則第 3 条関係の別記様式となります。

様式は以下のホームページに掲載しています。

(URL) ※後日掲載予定

Q 自動車事故報告書の提出先及び提出期限を教えてください。

A 自動車事故報告書の提出先は、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等となります。

提出期限は、自動車事故報告規則第 2 条第 10 号及び第 15 号に掲げる一部の事故を除き、事故があった日から 30 日以内となります。

Q 自動車事故報告規則第 2 条第 10 号及び第 15 号の事故とは何ですか？

A 自動車事故報告規則第 2 条第 10 号及び第 15 号の事故とは、

- 救護義務違反があったもの
- 自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したものです。

当該事故が起こった際は、それぞれ以下の期日までに国土交通大臣への報告書の提出が必要です。

- 救護義務違反があったもの：救護義務違反があったことを知った日から 30 日以内

- 自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの：指示があった日から 30 日以内

Q 自動車事故報告書の作成にあたって参照できる文書はありますか？

- A** 国土交通省のホームページに記入例を掲載していますので、参考としてください。
(URL) ※後日掲載予定

Q 事故速報とは何ですか？

- A** 以下に該当する事故があったときは、2 4 時間以内においてできるだけ速やかに、電話その他必要な方法により管轄する運輸支局等に報告が必要になります。

- 2 人以上の死者を生じたもの
- 5 人以上の重傷者を生じたもの
- 1 0 人以上の負傷者を生じたもの
- 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの
(自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限る。)
 - ・ 消防法第二条第七項に規定する危険物
 - ・ 火薬類取締法第二条第一項に規定する火薬類
 - ・ 高圧ガス保安法第二条に規定する高圧ガス
 - ・ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第二に掲げる毒物又は劇物
 - ・ 道路運送車両の保安基準第四十七条第一項第三号に規定する品名の可燃物
- 酒気帯び運転を伴うもの
- 脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われるもの

点呼

Q 点呼とは何ですか？

A 運転者に対して、法令に基づき所定のタイミングと方法で、所定の事項について報告を求め、確認を行い、運行の安全を確保するために必要な指示を与えることです。

Q 点呼とはいつ実施しなければいけませんか？

A 運行ごとに、以下のタイミングで実施しなければいけません。

- ①業務前（運転者が事業用自動車の運行の業務に従事しようとするとき）
- ②業務後（業務後運転者が事業用自動車の運行の業務を終了したとき）

Q 点呼はどこで実施しなければいけませんか？

A 営業所または車庫において、実施してください（宿泊を伴う運行等により、遠隔地で業務を開始または終了する場合等を除く。）。

Q 宿泊を伴う運行のため遠隔地で業務を開始又は終了する場合はどのように点呼すればよいでしょうか？

A 遠隔地で業務を開始又は終了するため、業務前点呼又は業務後点呼を運転者が所属する営業所において対面で実施できない場合等は、「運行上やむを得ない場合」として電話等による点呼が必要です。

なお、一人で事業を行っている場合は、営業所や車庫で業務を開始又は終了する場合と同様に、点呼で確認しなければいけない事項について自ら確認してください。

Q 点呼は何を確認する必要がありますか？

A 運行の業務前と業務終了後のそれぞれの点呼で、確認しなければいけない事項が異なります。

業務前の点呼では、以下の事項を確認する必要があります。

- ①酒気帯びの有無
- ②運転者に対しては、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることがで

きないおそれの有無

③車両の日常点検の実施又はその確認

業務終了後の点呼では、以下の事項を確認する必要があります。

①酒気帯びの有無

②業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況

Q 酒気帯びの有無の確認はどのような手段を用いて実施すればよいですか？

A 酒気帯びの確認は、アルコール検知器を用いて行う必要があります。

アルコール検知器は、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、数値等により示す機能を有するものを用意する必要があります。

Q アルコール検知器が反応しましたが、検出された数値が低かったです。運行の業務についていいでしょうか？

A 数値の高低にかかわらず、酒気を帯びた状態で運行の業務についてはいけません。

Q 点呼は誰が実施しなければいけませんか？

A 貨物軽自動車安全管理者が実施する必要があります。ただし、令和 9 年 3 月 31 日までの間は、事業者内の者が点呼を行っても差し支えありません。

Q 業務前点呼の記録には何を記載する必要がありますか？

A 業務前の点呼では、以下の事項を記録する必要があります。

点呼簿はこちらを参照ください。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000162.html

①点呼執行者名

②運転者等の氏名

③運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車を識別できる記号、番号等

④点呼日時

⑤点呼方法

イ. アルコール検知器の使用の有無

ロ. 対面でない場合は具体的方法

- ⑥運転者の酒気帯びの有無
- ⑦運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
- ⑧日常点検の状況
- ⑨指示事項
- ⑩その他必要な事項

Q 業務後点呼の記録には何を記載する必要がありますか？

A 業務終了後の点呼では、以下の事項を記録する必要があります。

点呼簿はこちらを参照ください。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000162.html

- ①点呼執行者名
- ②運転者等の氏名
- ③運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車を識別できる記号、番号等
- ④点呼日時
- ⑤点呼方法
 - イ. アルコール検知器の使用の有無
 - ロ. 対面でない場合は具体的方法
- ⑥自動車、道路及び運行の状況
- ⑦交替運転者等に対する通告
- ⑧運転者の酒気帯びの有無
- ⑨その他必要な事項

Q 点呼の記録は保存する必要がありますか？

A 点呼の記録は1年間保存する必要があります。

Q 点呼の記録の保存はどのように実施すればよいですか？

A 点呼の記録の保存は、書面または電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えありません。

なお、電磁的方法として、パソコンやスマートフォンを利用した記録・保存が考えられます。

Q 一人で事業を行っている場合は点呼はどのように実施すればいいですか？

A 一人で事業を行っている場合は、アルコール検知器を使った酒気帯びの有無の確認や車両の日常点検等を自ら確認を行い、運行の可否を判断してください。なお、ご家族と同居している場合には、上記と併せて、自身の体調を客観的に見てもらうことも有効です。

Q 貨物軽自動車運送事業者は遠隔点呼、自動点呼の制度を活用できますか？

A 現行の制度では活用できませんが、今後、貨物軽自動車運送事業者も対象となるよう検討を進めています。

運転者の勤務時間の遵守

Q 「運転者の勤務時間等」は何を遵守する必要がありますか？

A 以下の内容について、遵守する必要があります。

- ① 1 年、1 か月の拘束時間：1 年に 3,300 時間以内、1 か月に 284 時間以内
- ② 1 日の拘束時間：13 時間以内（上限 15 時間、14 時間超は週 2 回までが目安）
- ③ 1 日の休息期間：継続 11 時間以上与えるよう努めることを基本とし、9 時間を下回らない
- ④ 合計運転時間：2 日平均 1 日で 9 時間以内、2 週平均 1 週で 44 時間以内
- ⑤ 連続運転時間：4 時間以内（運転の中断時には、原則として休憩が必要であり、1 回おおむね連続 10 分以上、合計 30 分以上の休憩が必要）

なお、基準については、以下の厚生労働省ホームページに記載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/roudoujouken05/index.html

Q 「運転者の勤務時間等の遵守」について、いつどのように実施しなければいけませんか？

A 拘束時間、休息時間、合計運転時間については、運行の計画を立てる際に業務記録を参照し、基準を超えた勤務時間となっていないかを確認してください。

連続運転時間については、運行の計画を立てる際にあらかじめ休憩をとる時間を設定してください。

運転者に対する指導及び監督

Q 一般的な指導及び監督とは何ですか？

A 法令に基づき運転者が遵守すべき事項に関する知識のほか、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を習得させることを目的としたものです。

Q 一般的な指導及び監督とはいつ実施しなければいけませんか？

A 毎年実施が必要です。

月ごとに実施する等、複数回に分けて実施して問題ありません。少なくとも 1 年に 1 回は国土交通省が定める各事項について、指導及び監督を実施する必要があります。

Q 国土交通省が定める、事業者が運転者に指導及び監督する必要がある事項とは何ですか？

A 以下の 12 項目になります。

- ①事業用自動車を運転する場合の心構え
- ②事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- ③事業用自動車の構造上の特性
- ④貨物の正しい積載方法
- ⑤過積載の危険性
- ⑥危険物を運搬する場合に留意すべき事項
- ⑦適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況
- ⑧危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- ⑨運転者の運転適性に応じた安全運転
- ⑩交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法
- ⑪健康管理の重要性
- ⑫安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

具体的な指導内容は、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成 13 年 8 月 20 日国土交通省告示第 1366 号）」に記載されています。掲載先は以下の通りです。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html>

Q 一般的な指導及び監督はどのような手段を用いて実施すればよいですか？

A 具体的な指導及び監督の実施方法について国土交通省がまとめた指導監督マニュアル等を用いて、事業者が運転者に対して実施して下さい。外部専門機関を利用することも有効です。

なお、マニュアルはこちらに掲載予定です。

(URL) ※後日掲載予定

Q 一般的な指導及び監督を実施した際は何を記録すればよいですか。また、保存期間はありますか？

A 以下の内容について、記録が必要です。

- ①実施した日時と場所
- ②実施内容
- ③実施した者と受けた者

なお、書面または電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えありません。

電磁的方法として、パソコンやスマートフォンを利用した記録・保存が考えられます。

また、実施内容については、使用した教材等における章・項目名などを具体的に記録するとともに、使用した資料の写し等を添付してください。

記録したものは、営業所において3年間保存する必要があります。

異常気象時における措置

Q 「異常気象時等における措置」としてどのようなことが定められていますか？

A 貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員等に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない、と定められています。

Q 「異常気象その他の理由」とはどのような時ですか？

A 大雨、大雪、暴風等の異常気象、土砂崩壊、路肩軟弱等の道路障害等をいいます。

Q 「必要な措置」とは何を実施しなければいけませんか？

A 例えば、暴風警報等の伝達、避難箇所の指定、運行の中止等の指示です。
一人で事業を行っている場合は、ご自身で確認してください。

Q 「異常気象時等における措置」はいつ実施すればよいですか？

A 異常気象等が発生した時や発生する恐れが判明した時に実施する必要があります。
点呼時など運行開始前に実施する必要がある場合もあれば、運行中に実施する必要がある場合もあります。

貨物軽自動車運転者等台帳

Q 貨物軽自動車運転者等台帳とは何ですか？

A 運転者等ごとに、作成番号及び作成年月日、事業者の氏名又は名称、運転者等の氏名及び生年月日、運転者等が初めて運行の業務に従事した年月日、特別な指導の実施及び適性診断の受診の状況を記載したもので、運転者等が所属する営業所に備え置く必要があります。

Q 貨物軽自動車運転者等台帳の作成・保存方法は決められていますか？

A 貨物軽自動車運転者等台帳の作成・保存は、書面または電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えありません。
なお、電磁的方法として、パソコンやスマートフォンを利用した記録・保存が考えられます。

Q 退職した場合、貨物軽自動車運転者等台帳は破棄してもよいですか？

A 運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに運転者でなくなった年月日及び理由を記載のうえ、3年間保存してください。

点検整備

Q 車両の点検整備は、誰に義務づけられていますか？どのような種類がありますか？

A 車両の点検整備は自動車の使用者に義務づけられています。
貨物軽自動車運送事業者の車両の点検は自家用乗用車などと同様に、適切な時期に実施する日常点検整備と、1年に1回以上実施する定期点検整備の2種類があります。

Q 日常点検整備とは何ですか？いつ実施すればよいですか？

A 自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検し、必要に応じて整備しなければなりません。

Q 定期点検整備とは何ですか？いつ実施すればよいですか？

A 1年ごとに、国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検する必要があります。

Q 日常点検整備では何を実施する必要がありますか？

A 主に以下の項目について確認を行ってください。

詳しくはこちらをご確認ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t1/t1-2/>

- 1 ブレーキについて、ブレーキ・ペダルの踏みしろやブレーキ・レバーの引きしろが適当であるか、ブレーキの利きが十分であるかなど
- 2 タイヤについて、空気圧が適当で、溝の深さが十分であるかなど
- 3 バッテリーについて、液量が適当であるか
- 4 原動機について、冷却水やエンジンオイルの量が十分であるか、原動機のかかり具合の不良や異音がないかなど
- 5 灯火装置や方向指示器に、不具合がなく汚れや損傷がないか
- 6 ウインド・ウォッシャー液について、液量が適当であるか等
- 7 運行において異常が認められた箇所について、異常がないかなど

Q 日常点検整備は誰が実施しなければいけませんか？

A 車検証上の「自動車の使用者」や、自動車を運行する者が実施しなければいけません。

監査

Q 監査とは何ですか？

A 貨物自動車運送事業法に基づき、国土交通省職員が自動車運送事業者へ立ち入る等により、法令の遵守状況を確認することです。

Q 監査の結果、違反が確認された場合はどうなりますか？

A 監査の結果、法令違反が判明した場合には、文書警告、自動車の使用停止、事業停止などの行政処分を行うとともに、改善についての命令等の措置を講じています。

Q 処分の基準はありますか？

A 以下の国土交通省ホームページに掲載されています。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/baseline.html>

なお、貨物軽自動車安全管理者の選任違反等については、今後処分基準を規定する予定です。

Q 監査の目的は何ですか？

A 自動車運送に係る事故防止の徹底を期すとともに、運輸の適正を図り、利用者利便を確保することを目的としています。

その他

Q 今回、規制強化された安全対策を行っていない場合の罰則はありますか？

A 今回の規制強化に係る罰則については、以下が定められています。

- 重大な事故を引き起こしたときに、報告せず、又は虚偽の報告をした場合：50万円以下の過料
- 貨物軽自動車安全管理者を選任する規定に違反した場合：100万円以下の罰金
- 貨物軽自動車安全管理者の選任若しくは解任に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした場合：100万円以下の罰金

今回の規制強化に関する行政処分については、具体的な基準について、今後制定する予定です。

Q 貨物軽自動車安全管理者の選任の届出や事故報告書について、どのような方法で運輸支局等に届け出ることができるのでしょうか？

A 現時点では、郵送や直接運輸支局等に直接出向いていただいておりますが、令和7年度中に電子届出ができるよう対応を進めているところです。

Q 荷主に対する規制も強化するべきではないですか？

A 国土交通省では、昨年度から新たに「トラック G メン」を任命し、悪質な荷主等に対して、無理な運送依頼をはじめとした行為に関して是正の働きかけ等を行っています。また、働きかけ等を実施した事業者に対しては、フォローアップを継続し、改善が図られない場合はさらなる法的措置の実施も含め、厳正に対処することとしています。

違反原因行為を行っているおそれのある荷主情報を積極的に収集しています。日々の運送業務の中で、お困りのことがありましたら、下記フォームで国土交通省に連絡いただけますので、是非ご活用ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/yusou-jittai/index.html>

Q 貨物軽自動車運送事業の事業を開始するにはどうすれば良いですか？

A 貨物軽自動車運送事業経営届出書の提出が必要です。詳しくは管轄の運輸支局等へお問い合わせください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001448119.pdf>

なお、届出書の様式は以下の国土交通省ホームページに掲載しています。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000010.html